

決算審査 令和3年度一般会計 実質単年度収支は

15億4707万1千円の黒字

地方交付税等の増収により財政調整基金への積立や経常収支比率の改善は一定程度見られますが、今後は扶助費や老朽化した公共施設の更新・維持補修費の増大、災害対応、また緊急財政対策計画により遅れている市民生活に影響するインフラ整備など、財政需要が増すと見込まれます。一方歳入については少子高齢化等による市税の減収などが予想されます。今後も議会として財政状況をしっかりと注視していく必要があります。

令和3年度決算概要	歳入決算額	249億5269万1千円
	歳出決算額	245億8818万3千円
	財政調整基金 (注1)	35億5949万7千円 (14億7588万5千円増加)
	経常収支比率 (注2)	91.4% 5.6ポイント改善

(注1) 突発的な災害や緊急を要する経費などに備えるための基金です。

(注2) 財政構造の弾力性を判断するための指標で、この比率が高いと財源に余裕がないことを示し、弾力性が低いことになります。

決算審査特別委員会 報告

全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、令和3年度一般会計、特別会計等7件について、8月31日、9月1日、2日、5日の4日間、慎重に審査を行いました。審査の結果、全案件とも全員賛成で認定されました。今回の決算審査を通して次の項目について、委員間討議を行いました。

各行政区からの 要望について

【現状】

各行政区からの要望は様々で多岐にわたります。市と各行政区は紙ベースで情報共有がなされています。担当課が過去の要望についても、未実施分を含めて書類を保存し、繰越しを行った上で、優先順位に基づき対応を行っています。が、事業の進捗状況の把握、実施時期などの情報共有は十分ではな

い状況です。また要望に対応するための予算、人員確保にも課題があります。

【委員間討議の結果】

担当課と行政区との情報共有は重要であるため、今後はデジタル化を含め検討を進めていくこと、また要望に対応するための予算や人員確保に努めていくことが必要であるとの結論に至りました。

高齢者団体への 支援について

【現状】

高齢化が進む中、各団体における行事や研修、活動、情報交流など、あらゆる面において、高齢者の方々の負担感が大きいものになっています。

【委員間討議の結果】

各団体の実態を踏まえ、よく精査した上で、より効果的な支援につながるように改善をしていく必要があるとの結論に至りました。

施策の目的と 評価について

【現状】

決算審査を行う際に資料として提出される主要施策報告書の「施策の目的」と「施策の評価」において、昨年度と全く同じ報告がなされていたり、事業の実施内容と評価内容に整合性が取れておらず、確実に検証がなされていないと思われる内容が散見されました。特に区長会及び行政区に関する事務については、現在、委嘱事務の見直しを行っている中で十分な検証が行われていませんでした。

【委員間討議の結果】

施策目的の達成に向けて、取り組みを進めていく上でも、施策の実施状況を正確に把握し、施策の問題・課題などを検証して、次年度以降の事業に活かすべく、施策の総括評価を行う必要があるとの結論に至りました。

決算を踏まえた 予算編成について

【現状】

本来は決算の段階で事業の評価が行われ、効果及び課題等について総括をした上で、事業の継続や廃止について検証がなされ、次の事業が予算化されるべきですが、その過程が見えてきません。

【委員間討議の結果】

一定財政が改善の方向に向かっているのであれば、より市民サービスに直結した予算編成を行うべきです。

施策の評価をしつかりと行い、決算を踏まえて、次年度の予算に確実につなげていく必要があるとの結論に至りました。

議案第30号「小郡市みんなですすめるまちづくり条例」 賛成多数で可決

【執行部の提案理由】

今後、小郡市が本格的な人口減少社会をむかえるにあたり、これまで以上に多くの市民が担い手としてまちづくりに関わり、力を合わせて地域社会を維持していくことが求められていることをふまえ、小郡市のこれからのまちづくりの姿を示すものです。

まちづくり条例作成委員会の11回にわたる議論をはじめ、市民ワークショップや公開説明会などを行い作成しました。

その上で、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として地域社会に関わりをもち、多様な担い手によって課題を解決する市民主体のまちづくりを推進する理念と、その実現に向けた市の責務及び取組を定める条例を制定するものです。

【反対討論】

主に次のような観点からの反対討論がありました。

●まちづくり条例の策定については、これまでも議会からは意見書の提出や委員長報告で早く制定するように指摘してきました。議会で求めているのは、まちづくり協議会と区長会の役割を明確化し、まちづくり協議会への財政負担についての根拠となる条例です。しかし、今回提案された条例は、これらのことを満たしていません。

●条例は議会での議決事項ですが、あとで作成予定のガイドラインについては、議会に諮り議決を経ることを必要としません。本来であれば、条例とガイドラインは同時に提案すべきです。

●小郡市には、まちづくりに関する明確な条例も計画もありません。今回のこの条例は、まちづくりを担う人を応援する条例であり、これでは小郡市のまちづくりの方向性が見えません。また、まちづくり条例には市長や議会の責務・役割や市民の権利についての明記が必要です。

【賛成討論】

主に次のような観点からの賛成討論がありました。

●まちづくりの状況については、この10年間で自治会やまちづくり協議会をはじめ、市民活動団体や事業所など、多様な主体が関わり、担い手が広がっています。その多様な主体が、互いを理解し、役割を果たすには、重層的なネットワークの構築が必要です。

●今後の高齢化、人口減少により担い手不足が地域の課題となり、行政だけでは対応が困難になることが想定されます。その課題解決の為に、市民主体のまちづくりが必要であり、高齢者の見守りや居場所づくりなど、多様な担い手の活躍が必要です。

●基本理念をうたったまちづくり条例を今後のまちづくり推進に向けての新たなスタートと位置づけ、地域課題にどう向き合っていくかという根本的な目的を見失わない為にも、条例の制定は必要です。

※討論が行われた本会議の録画映像については、こちらのQRコードからご覧いただけます。



所管事務調査（保健福祉常任委員会）令和4年9月30日実施 内容：ペアレントプログラムについて（見学・意見交換会） 対象：社会福祉法人こぐま福祉会 こぐま学園

こぐま福祉会が目指す医療・福祉における日頃の取り組み、療育方針と具体的な取り組みに関し、丁寧に説明していただきました。特に、こぐま学園が行っている3つの支援、発達支援・家族支援・地域支援、その中でも家族支援を中心に説明していただきました。単に、子どもを預かるだけではなく、保護者の同伴通園をベースにした集団療育を基本とされ、その中で、「ペアレントトレーニング」など、保護者に対する支援・指導を様々な事業で実施されていました。

障がいのある子どもの保護者は、悩んで孤立する傾向にあると言われていますが、こぐま学園では保護者同士の交流の場にもなっており、保護者の悩み・ストレス軽減、正確な知識の指導など、他とは一線を画した施設であると再認識しました。



乳児期から成人期まで、切れ目のない療育支援を実現するために、保育所・幼稚園から、小学校・中学校等の教育現場において、職員の研修や相談支援など、民間の専門性を活かした連携・協力体制の構築が不可欠だと感じました。

今回の意見交換会で得た貴重なご意見については、議会全体で共有し、今後の議会活動に活かしていきたいと考えています。